

御坊市ホームページ有料広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、御坊市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき市のホームページに掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱第2条の規定に準ずるものとする。

2 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル×横150ピクセル
- (2) 20Kバイト以内
- (3) GIF形式
- (4) アニメーションは、可とする。ただし、画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。

3 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマーク、テキストボックス又はプルダウンメニューを模した表現
- (3) 市の実施する事業名に類似した表現
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、市のホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、企画政策課で決定する。

2 広告の掲載数は、最大5区画とする。

(広告の掲載期間等)

第4条 広告の掲載は、1月を単位とし、同一広告原稿において、連続する複数月の申込みをすることができる。

2 連続する複数月の掲載を申し込む場合は、12月までとする。

3 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長等は、行わないものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は、広告の掲載1月につき10,000円とする。

2 連続する月数が、6月以上の場合は30パーセントを前項に規定する広告掲載料から割り引くものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年12月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。